

市第85号議案

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年 8 月横浜市条例第53号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15条」を「第16条」に、

「第 5 章 雑則（第16条・第17条）」

を

「第 5 章 横浜市災害弔慰金等支給審査委員会（第17条）」

第 6 章 雑則（第18条）」

に改める。

第14条第 1 項中「やむを得ない理由」を「市長がやむを得ないと認める事情があること」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

第14条第 2 項中「その」を「当該」に、「貸付金」を「災害援護資金」に改める。

第15条中「又は精神」を「精神」に改め、「認められるとき」の次に「又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受け

たとき」を加え、同条ただし書中「保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができる」と認められる場合」を「次のいずれかに該当するとき」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができる」と認められるとき。

「第5章 雑則」を削る。

第16条を次のように改める。

(報告等)

第16条 市長は、この条例の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、これらの者に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1章及び章名を加える。

第5章 横浜市災害弔慰金等支給審査委員会

第17条 市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し必要な事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申するため、市長の附属機関として、横浜市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 3 市長は、委員会に、特別又は専門の事項を調査審議させるため

必要があるときは、臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を置くことができる。

- 4 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に必要な事項は、市長が定める。

第6章 雑則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の償還免除の要件を追加する等のため、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

災害弔慰金の支給等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

目次

（第 1 章から第 3 章まで省略）

第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 9 条 — 第 16 条
第 15 条）

第 5 章 横浜市災害弔慰金等支給審査委員会（第 17 条）

第 6 章 雑則（第 18 条）

第 5 章 雑則（第 16 条・第 17 条）

（附則省略）

（償還金の支払猶予）

第 14 条 市長は、災害、盗難、疾病、負傷その他 市長がやむを得な
やむを得ない理由
いと認める事情があることにより、災害援護資金の貸付けを受け
た者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認
められるときは、第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、償還金の支
払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受
けた者が、第 16 条の規定により報告を求められて、正当な理由が
なく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない
。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護
資金の利子の計算については、当該償還金の支払によって償還さ
れるべきであった 災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還され
貸付金たものとみなす。

（償還免除）

第 15 条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき
、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金
、又は精神

を償還することができなくなると認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次のいずれかに該当するとき保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができるものと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第 16 条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができるものと認められるとき。

第 5 章 雑則

(報告等)

(報告等)

- 第 16 条 市長は、この条例の規定により、償還金の支払を猶予し、市長は、災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除災害援護資金の貸付けに関し遺族、障害者又は災害援護資金の貸付するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。について、これらの者に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

第 5 章 横浜市災害弔慰金等支給審査委員会

- 第 17 条 市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し必要な事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申するため、市長の附属機関として、横浜市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。
- 3 市長は、委員会に、特別又は専門の事項を調査審議させるため

必要があるときは、臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を置くことができる。

4 前 2 項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に必要な事項は、市長が定める。

第 6 章 雑則

(委任)

第 18 条 (本文省略)
第 17 条